

	司 法 書 士 法	行 政 書 士 法
目 的	第 1 条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。	第 1 条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。
職 責 ・ 責 務	第 2 条 司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。	第 10 条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。
業 務	第 3 条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。 二 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること。 三 法務局又は地方法務局長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。 四～七（略） 2～7（略） 8 司法書士は、第 1 項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。	第 1 条の 2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第 19 条第 1 項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。 2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。 第 1 条の 3 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。 二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。 三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。
非 資 格 者 の 業 務 の 制 限 ・ 罰 則	第 73 条 司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する業務を行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。 2～5（略） 第 78 条 第 73 条第 1 項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 2（略）	第 19 条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第 1 条の 2 に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。 2（略） 第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一（略） 二 第 19 条第 1 項の規定に違反した者